

職員の再任用に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 <u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号</u>に規定する特定警察職員等(付則第4項において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 <u>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号</u>に規定する特定警察職員等(付則第4項において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>